

「第2次三重県手話施策推進計画」中間案に対するご意見と県の考え方(案)

【対応区分】			
①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。			
②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。			
③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。			
④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。			
⑤その他:①～④に該当しないもの。			

No.	該当箇所	ご意見	ご意見に対する対応および県の考え方	対応区分
1	3ページ 第1章 計画の策定にあたって 2 現計画にかかる取組の検証 施策3	「手話言語条例」という固い言葉を検索しないと、手話動画の閲覧ができない。 ホームページから直接、手話動画の検索ができると、興味を持つ人も増えると思うが。	手話に関するページがより検索されやすくなるよう、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
2	4ページ 第1章 計画の策定にあたって 2 現計画にかかる取組の検証 施策5	県内の観光施設や宿泊施設に対し、手話通訳に係る情報の提供や… 手話通訳に係る情報とは？具体的には、何を指しているのか、わかりにくい。	ご意見をふまえ、次のとおり具体的な内容を明記し、わかりやすい表記に変更します。 「県内の観光施設や宿泊施設に対し、聴覚障がいのある方々への対応や手話通訳者の紹介等を含めた」 また、第2章 1 施策5③(15ページ)についても、次のように変更します。 「県内の観光施設、宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコミュニケーションのとり方や手話通訳者の紹介等のアドバイスをを行います」	①
3	8～10ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1	《手話ヘルプカードと援助者カードの創設》 現在、外見では判らない援助必要者に対してヘルプカードの配布がされています。聾者も外見では判別できません。聾者である事が一見して解かるヘルプカードに類する物を携帯していれば、周囲の人も援助し易くなると思われます。 同時に、手話通訳者や手話通訳養成講座の受講経験者、企業、地域や学校で手話を習った事の有る人等、手話に理解がある人に援助者カードを配布する。公共施設、銀行・郵便局、スーパーやコンビニで働く人や地域の人で援助可能な人に付けて貰う様にする。 これにより、聾者と援助者のマッチングが容易になり、周囲の人にも援助する様子が理解出来て、その活動に参加を希望する人の啓発も期待できると思われます。	ご提案いただいた手話ヘルプカードと援助者カードにつきましては、支援を必要とする方への気づきや、思いやりの行動を促進することにつながるものです。実施にあたっては、手話ヘルプカードにつきましては、現在県が普及を図っているヘルプマークや、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が作成した耳マークとの整理が必要であると考えています。また、援助者カードにつきましては、手話に限定したものではありませんが、他の自治体や障がい者団体での取組事例がありますので、全国的な状況も把握しながら、今後検討していきます。	③
4	8ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)①	意見:下線部分を追記 (タイトル)①手話付きテレビコマーシャル、情報番組の… (本文)…県が提供するコマーシャル、情報番組… 理由:コロナ禍で県作成のコマーシャルが何本か作成されテレビで流されたが、緊急性のある内容であるにも関わらず、ろう者には内容が伝わりづらかったため。	各部署が実施するテレビコマーシャルについては、施策1(1)⑤の「県のイベント・会議等」に含まれています。ご意見をふまえ、施策1(1)⑤を、「県が実施するイベントや会議、コマーシャル等において」に修正します。	①
5	8ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)②	情報のバリアフリーを謳った部分だが、この度の「緊急警戒宣言」において、手話通訳付きの動画で内容を確認するには「ちゃんねる三重県」をYoutubeで検索しなければならない。 県ホームページの緊急警戒宣言の画面から一緒に検索できる方法を検討してほしい。	対応:実施済 県の考え方:「緊急警戒宣言」の動画につきましては、YouTubeだけでなく三重県公式ホームページの「インターネット放送局」にも掲載し、三重県新型コロナウイルス特設サイトの「更新情報」、「知事からのメッセージ動画」などの中に動画ページへのリンクを設置しています。今回のご意見を受け、動画ページをより見つけやすくなるように、特設サイトのトップページにあります緊急警戒宣言本文(PDF)の下に動画ページへのリンクも併設させ、ご利用いただけるようにいたしました。	⑤
6	9ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)⑨	「ろう者の情報発信」とは何を意味するのか？	手話付き映像作品の拡充・貸出については、ろう者の情報入手の確保が目的であるため、ご意見をふまえ、「ろう者がさまざまな情報を入手できるよう」に修正します。	①
7	9ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(2)①②③	文末に、遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて ① 利用促進に努めます。 ② 実施状況を検証します。 ③ 市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。 となっている。①～③の具体的な取組と、遠隔手話通訳サービスの関係が理解しづらい。	令和2年度に導入する遠隔手話通訳サービスについては、広く県民に周知することで利用促進に努めるとともに、導入から一定期間経過後に実施状況を検証し、改善を図ることとしています。また、行政窓口などの新たな活用方法について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討していきたいと考えています。 ご意見をふまえ、①の記載を「広く県民に周知することで利用促進に努めます。」に修正します。	①

No.	該当箇所	ご意見	ご意見に対する対応および県の考え方	対応区分
8	10ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(3)②	意見:下線部分を追記 (本文)・・・手話が可能な県民に周知を徹底し、聴覚障がい者災害支援サポーターの・・・ 理由:サポーターの募集場所や登録方法が現時点で分からない。登録を推進するのであれば、周知や募集の方法に工夫願いたい。	「手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーター」で一括りであることから、このままの記載とさせていただきます。 なお、周知や募集方法のご指摘につきましては、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
9	10～13ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2、施策3	《学校・企業でのクラブ活動・サークルの推進》 学校・企業の中に手話クラブ・手話サークルの創設を推進して、聾者による学習を進める。自治体からのこの活動に対しての援助を行い、聾者への日当の支給や学習機材の購入を推進に充当する。	学校、企業への手話の普及啓発は重要と考えており、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
10	11ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策3(1)①	意見:下線部分を追記 (本文)・・・手話に関する情報を掲載し周知を図るとともに、・・・ 理由:現ホームページでは、県のイベントなどに手話通訳が付されていても情報を見つけづらい。掲載方法に一工夫願いたい。(例:「手話」に関わるイベントの一覧表を作成・掲載する)	前段に「手話の普及を図るため」としていることから、このままの記載とさせていただきます。 なお、掲載方法につきましては、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
11	12～13ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策3(3)	意見:項目の追加 ⑥ろう者・児と交流する機会の充実(仮) 理由:現時点での施策3(3)の内容は、手話について『理解する』『利用しやすい』が主である。しかし今後は、『互いの*相互理解*の為に、手話で会話する』形も目指して欲しい。幼少期から手話を使い互いに交流すること。この形がゆくゆくは共生社会の実現にも繋がる。	聾学校は毎年、幼稚園、小学校、中学校、高等学校間で交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を実施することで、手話や筆談など児童生徒同士、相手を意識した会話を行う姿が見られます。引き続き、頂いたご意見をふまえ、発達段階に応じた交流及び共同学習を実施していきます。	②
12	13ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策4(1)	手話で学ぼう学校、手話を使うろう学校は、県内で1つだけです。 教職員の異動や幼児・児童・生徒の人工内耳装用も増えていく中で、ろう学校に在籍する先生方は、ろうの先生から手話を学べる環境にあります。 ろうの先生方の活躍の場をもっと広げていけたらと思います。	聾学校の教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施しています。校内研修では、教職員や保護者に対して聴覚障がいのある教職員から手話を学ぶ機会を設けております。また、聾学校以外の教職員が参加できるよう夏季研修会や公開講座を実施しています。引き続き、聾学校が地域に向けて活躍する場を探っていきます。	②
13	14ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策5(1)④	手話の使用等に関する合理的配慮について、周知及びそのための支援も必要ではないかと思いました。	手話の使用等に関する合理的配慮について、福祉従事者研修などを活用して周知を図ることとしており、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
14	15ページ 第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策5(1)⑤	「手話による対応」とは、どのレベルまでの対応を指しているのかを記載しないと、「手話通訳者が居る」という誤解を招きかねないため、具体的にすべきではないか。	医療ネットみえの掲載情報の1つである「手話による対応」については、医療機関が一般診療において対応できる場合に表示しています。 ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 まずは、患者様において必要に応じ、受診前に各医療機関へ手話対応のレベルをご確認いただくなどご対応をお願いします。ご理解いただきますようお願いいたします。	③